

IEEJ 温暖化ニュース

Vol. 3

2004 年 1 月～3 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
環境技術ユニット

2004 年という新しい年を迎え、京都議定書の目標達成に向けた取り組みにおいても新しい動きが伺えました。まず、EU においては、2005 年から開始が予定されている EU 域内排出量取引制度における京都議定書との連結ルールを定めたリンク指令が合意されました。また、EU 加盟国のいくつかの国は国家割当計画を提出しました。しかしその策定・調整に予想以上の時間がかかっていることも事実であり、2004 年 3 月末までに国家割当計画を提出できたのはわずか 5 カ国にとどまりました。企業や設備にキャップを設ける政策には様々な困難を伴うことを実際に示した事柄と言えるでしょう。一方、個別の国に目を向けると、オランダやノルウェーでは排出量取引を前提とした国内対策を着々と進めている様子が見て取れます。また新たな京都議定書批准国としてウクライナが加わりましたが、引き続きロシアの批准に関する動向が注目されると思われます。

今回の温暖化ニュースは、2004 年 1 月から 3 月にかけての海外における温暖化問題に関連するニュースの注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心に紹介します。

環境技術ユニット

環境・省エネグループ・マネージャー

工藤拓毅

目次

- 1．欧州
 - 1 - 1．EU 域内排出量取引（リンク指令）
 - 1 - 2．EU 域内排出量取引（国家割当計画）
- 2．オランダ 国内対策、EU 域内排出量取引、JI
- 3．ノルウェー 排出量取引
- 4．ウクライナ 京都議定書批准
- 5．日本 温暖化関連の審議会

1 . EU

1 - 1 . EU 域内排出量取引制度と京都メカニズムクレジット

- リンキング指令の修正案が可決 -

2005 年から開始予定の EU 域内排出量取引制度では、京都議定書で規定されているクリーン開発メカニズム (CDM) や共同実施 (JI) によるクレジットを活用可能としている。そのクレジットの扱いに関する EU 指令について、EU 議会で合意に向けた修正作業が進められている。

2003 年 7 月に提出されたリンクング指令案 (出所 1) の段階では、クレジットの利用開始を 2008 年からとし、さらにクレジットの利用数量の制限を盛り込んだ内容となっていた。しかし、2004 年 3 月 16 日に EU 議会の環境委員会にて可決された修正案 (出所 2) では、クレジットの利用開始は EU 域内排出量取引の開始と同じ 2005 年とし、クレジットの利用数量の制限については加盟国自身の決定に委ねられる内容となっている (2005 年から利用できるのは CDM 事業による CER のみ)。指令案が修正された理由について同委員会の広報担当議員は、排出量取引市場の活性化とロシアの京都議定書批准に左右されない制度とするためとしている (出所 3)。また、今回可決された修正案では、吸収源や大規模水力発電事業からのクレジットは認められていない (出所 2)。

今回、同委員会で可決された上述の修正点は、対象となる企業に譲歩した内容となっており、まずは排出量取引制度を機能させたいという当局の意向がうかがえる。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ リンキング指令案全文, 2003 年 7 月 23 日 (前号の再掲)

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0403en01.pdf

(出所 2)

- ・ EU 議会プレスリリース, 2004 年 3 月 16 日

“Kyoto in action: MEPs support new measures on climate change”

<http://www2.europarl.eu.int/omk/sipade2?PUBREF=-//EP//TEXT+PRESS+NR-20040316-1+0+DOC+XML+V0//EN&L=EN&LEVEL=2&NAV=X&LSTDOC=N>

(出所 3)

- ・  Environment Daily, 2004 年 2 月 5 日

“MEP OFFERS BUSINESSES KYOTO TRADING INCENTIVE - Rapporteur on flex-mex linking directive says firms should have earlier, easier access to foreign emission credits”

www.environmentdaily.com

1 - 2 . EU 域内排出量取引制度 - 国家割当計画は滞り -

EU 域内排出量取引において各加盟国が作成すべき施設への排出枠割当である「国家割当計画 (NAP : National Allocation Plan)」について、欧州委員会への提出期限が 2004 年 3 月 31 日であった。しかし期限内に提出した国は 15 ケ国中 5 ケ国にとどまった (出所 1)。未提出ながらパブリックコメントに向けたドラフトを発表した国も 4 ケ国に留まり (うち 1 つは 3 月末までに提出する必要のない、EU 新規加盟国のラトビア)、EU 現加盟国残り 7 ケ国はドラフトすら発表できない事態となった。

排出量取引制度の決定¹から NAP 提出まで 9 ヶ月程度しかなく、もとよりタイトな日程での作業ではあったが、各国の事情は様々である。英国は先陣を切って 1 月 19 日にドラフトを発表したものの、パブリックコメントの結果修正を余儀なくされ、期限に間に合わなかった (出所 2)。ギリシャは、割当に必要な各設備データ収集という作業の準備段階から滞っている (出所 3)。スペインやフランスは、選挙による環境政策変更の影響を受けている模様である (出所 4)。

期限内に提出した国も、内実は必ずしも順調ではなかった。ドイツは、環境省と経済省との対立の末、提出直前の 3 月 30 日になってようやく産業界寄りの案で政府内の合意が得られるという締め切り間際の土壇場の決定となった (出所 5)。国により理由は異なるものの、各企業、設備に排出枠 (キャップ) という縛りをかける政策には困難を伴うということが、一連の NAP 策定動向の中で伺える。

なお、提出遅れは EU 指令違反となるため何らかの処分が行われるとされているが、法的処分以前に、ある国の NAP が 2005 年 1 月の取引開始に間に合わない場合には、その国の排出設備が取引に参加できないという事態が起こりうる (出所 6)。

(文責 石坂匡史)

(出所 1)

- ・ 欧州委員会 : NAP ホームページ

http://europa.eu.int/comm/environment/climat/emission_plans.htm

(出所 2)

- ・ 英国環境食料田園省

<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/eu/index.htm#News>

(出所 3)

- ・ Point Carbon : ギリシャ NAP へ切に間に合わない可能性, 2004 年 2 月 16 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3240&categoryID=147>

¹ 欧州温室効果ガス排出量取引指令については温暖化ニュース Vol. 2 を参照。
(<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/818.pdf>)

(出所 4)

- ・  Environment Daily、2004 年 3 月 15 日
“SPANISH POLL TO USHER IN GREEN POLICY CHANGES - Pro-Kyoto, anti-nuclear socialists take over with commitment to scrap controversial north-south water transfer”
www.environmentdaily.com
- ・  Environment Daily、2004 年 4 月 2 日
“CHANGE OF GUARD AT FRENCH ENVIRONMENT MINISTRY”
www.environmentdaily.com

(出所 5)

- ・ Point Carbon : ドイツ NAP 合意, 2004 年 3 月 30 日
<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3463&categoryID=147>

(出所 6)

- ・ 欧州委員会 : NAP に関する Q&A
http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh?p_action.gettxt=gt&doc=MEMO/04/44|0|RAPID&lg=EN&display=

2 . オランダ

2 - 1 . 主要部門に対し 2010 年の二酸化炭素排出量上限値を設定

オランダ政府は、2004 年 1 月 23 日の議会宛てに送られた書簡の中で、主要な部門の 2010 年の二酸化炭素 (CO₂) 排出上限値を提案した。上限値の対象は、産業部門 (エネルギー部門含む)、農業部門、運輸部門、都市地域とされ、対象全体の上限値は 1 億 8,600 万 t-CO₂ (産業部門の上限値は 1 億 1,200 万 t-CO₂) で、1990 年実績を 12% (産業部門は同 17%) 上回る水準となっている (出所 1、4)。

同上限値は、現時点では法的拘束力を持つものではなく、同国第 3 次国別通報 (2001 年) において示された追加対策ケースの排出量見通しを更新し、国内対策による削減目標を達成するための対象部門からの排出量上限の目安を示したものと考えられる。上記書簡中にあるオランダ全体の 2010 年の上限目標は第 3 次国別通報において示された追加対策ケースの排出量見通しと比較して 1,100 万 t-CO₂ 低い水準となっている。

またこの排出上限値は、追加対策を行わない場合の排出量 (BAU 排出量) と京都目標の差分を、50%は国内対策で削減し、残り 50%は京都メカニズム等の海外からのクレジット購入により調達するという同国の気候変動政策の基本方針に沿うものとなっており、海外

からのクレジット獲得予定量は第 1 約束期間の各年において約 2,000 万 t-CO₂である。

同国政府は、海外からのクレジット獲得策のひとつである共同実施（JI：Joint Implementation）プロジェクトの入札制度（ERUPT：Emission Reduction Unit Procurement Tender）としては最後となる ERUPT4 のプロジェクト選定手続きにすでに着手している（出所 2、3）。

一方、同国の経済相、環境相は産業部門、エネルギー部門との間で、2005 年から開始予定の EU 域内排出量取引制度（EUETS：European Union Emissions Trading Scheme）の第 1 期間（2005 年から 2007 年）各年の排出枠総量を 1 億 1,500 万 t-CO₂とする内容の協定を締結している（出所 1）。

同排出枠総量は、上記 2010 年の排出上限値に基づき算定されており、オランダ政府は、2004 年 2 月 24 日に上記協定を基にした EUETS の排出枠の割当て計画案を発表した（出所 5、6）。同案によれば、同制度の対象となる 329 施設（事業所、工場等）に対し、部門ごとの経済成長、個別のエネルギー効率等を考慮し第 1 期間各年に計 9,810 万 t-CO₂を割り当てるとしており、これは協定により示された産業部門全体の排出枠総量の約 85%に相当する。協定により示された産業部門の「排出上限」達成に EUETS が果たす役割は大きいといえる。

同国は以上のように、EU 域内排出量取引制度、ERUPT 等によるクレジット獲得を主要策とし、京都議定書の目標達成に向けた様々な取り組みを行っている。

（文責 斎藤晃太郎）

（出所 1）

- ・ オランダ住宅地域計画環境省（VROM）、2004 年 2 月プレスリリース

<http://www2.vrom.nl/pagina.html?id=5914>

（出所 2）

- ・ オランダ政府機関 SENTER、ERUPT4 の Web サイト

<http://www.senter.nl/asp/page.asp?alias=erupt&id=i001521>

（出所 3）

- ・ オランダ住宅地域計画環境省（VROM）、2002 年 2 月、気候変動政策評価レポート

“The progress of the Netherlands' climate change policy: an assessment at the 2002 evaluation moment”

http://www2.vrom.nl/Docs/internationaal/evaluation_note_climate.pdf

（出所 4）

- ・  Environment Daily,、2004 年 1 月 29 日

“DUTCH INDUSTRY "GRANTED GENEROUS CO₂ TARGET" - Uncertainty bedevils sectoral carbon emission ceilings for 2010 proposed by the government”

www.environmentdaily.com

(出所 5)

- ・ Point Carbon:オランダ国家割当計画 (NAP : National Allocation Plan) 案に関する記事、 2004 年 2 月 24 日

“ Dutch NAP allows for production growth ”

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3293&categoryID=147>

(出所 6)

- ・ オランダ経済省、エネルギー環境局 (NOVEM) の国家割当計画 (NAP : National Allocation Plan) 案

<http://www.novem.nl/default.asp?documentId=28016>

(出所 7)

- ・ オランダ、第 3 次国別報告書、2001 年 11 月 23 日

<http://unfccc.int/resource/docs/natc/netnc3.pdf>

3 .ノルウェー

3 - 1 . ノルウェー国内排出量取引計画の草案を作成

ノルウェー環境大臣の Børge Brende 氏は、2004 年 3 月 26 日、国内の CO₂ 排出量取引制度の概要を発表した。EU 域内排出量取引 (EUETS) で対象となるノルウェー国内の対象施設は、今回発表されたノルウェー国内制度に含まれる対象範囲の一部であり、相互に関連している (出所 1)。ノルウェー環境省としては、自国の対象施設が当制度の排出枠を EUETS の排出枠と同条件で取引できるようにしたいと考えている。しかし、EUETS へのリンクに関する手続きについてはまだ決まっておらず、今後の EU との交渉に左右されそうである。登録簿、報告、検証などについては、EUETS と両立していける方向で整備して行く (出所 2)。

当制度の制定にあたり、いくつかの産業部門は当制度に参加せず、自主的な排出削減取り組みを行うことで政府と協定を結んだ。協定の内容は、ガス生産と陸揚げ場を除く、プロセス産業からの排出量を 2007 年までに 1990 年比マイナス 20% とすることである (出所 1)。今のところまだ協定書を交わした段階ではなく、政府と産業界がお互いに協定内容に合意しただけだが、今後細かい内容を肉付けしていき議会に提出する予定となっている。政府と産業界のこの協定のため、当国内排出量取引制度がカバーするのは年間わずか 500 万 t-CO₂、国内 GHG 排出量の 10% のみである (出所 1, 2)。

政府は 2005 年 1 月 1 日からの当制度の実施を目指し、国内排出量取引計画の草案を議会へ提出した (出所 1)。排出量取引自体は、国内排出量におけるカバー率が 10% と低いと大きな排出量削減効果は得にくいと考えられる。しかし、政府と産業界の協定による排出

量削減効果には期待できる。いかにしてこの協定に信頼性を担保するのか、罰則規定はあるのか等、今後の報道に注目したい。

(文責 伊藤弘和)

(出所 1)

・ POINTCARBON : ノルウェー、国内排出量取引制度を設立 2004 年 3 月 26 日

<http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3454&categoryID=147>

(出所 2)

・ ノルウェー環境省へのヒアリング

4 . ウクライナ

4 - 1 . 京都議定書批准に積極的なウクライナ JI 実施へ

ウクライナの議会は 2 月 4 日、京都議定書の批准法案を採択した。これを受けて 2 月下旬には Leonid Kuchma 大統領が批准に関する法律に署名し、正式に批准が成立したのである。この批准によりウクライナは、京都議定書に定められた排出目標を実現することを受け入れつつ、排出量取引、JI といった京都メカニズムへの参加への道を形式的に開いたのである。

議会での法案に対する投票では、賛成 242 反対 226 という状況であり、圧倒的な支持を得たものではなかった。これは、反対派が主として主張していた批准による経済成長への制限が懸念されていたためである。これに対し Sergey Polyakov 環境大臣が、15 億ドルの排出権を売却して経済的収益が見込めるとして対応し、結果として賛成派が僅かに反対派を上回ったのである。

同国は、この時点で既にデンマークと JI への政策的枠組みのための覚書に署名しており、ドイツ、オランダ、オーストリアとも一部話を進めていた。また、世界銀行のプロトタイプカーボンファンド (PCF) にもホスト国として接触し、オランダ政府の JI 入札制度 (ERUPT) に 3 つのプロジェクトを提出していた (出所 1、2、3)。

ウクライナは炭素原単位 (GDP あたりの二酸化炭素排出量) が周辺 EIT (経済移行国) 諸国に比べロシア、ルーマニアの二倍以上、ポーランドの三倍などのように非常に高い水準にあり、エネルギー消費原単位も同様である。そのため、省エネルギーや燃料転換等の余地が多分に残されているとも言えることから JI のホスト国として有望である。また、同国の二酸化炭素排出量は 1998 年実績が 1990 年の半分以下であり (数値削減目標は基準年排出量 (ほぼ 1990 年実績) と横ばい)、環境大臣の発言どおり、余剰排出枠が十分にある (出所 4)。このような状況を背景に、特に京都メカニズム活用については積極的な動きを見せている。

しかしながら、ウクライナの京都議定書批准への動きは、同じ EIT 諸国のロシア、クロアチアなどと同様に非常に遅かった (出所 5)。議会で議定書の批准が議論されていた段階でも、首都キエフには JI の事務所が設立されておらず、他国との JI 事業関連手続きは、暫定的に環境省を通して実施していた (出所 1)。

隣国ウクライナの批准と JI に対する積極的な動きは、京都議定書発効の鍵を握るロシアにどの様に映っているのだろうか。ウクライナと同様、ロシアからはオランダ ERUPT の第四回入札期限に、ロシア政府も支持する 12 ものプロジェクトが関心を寄せている (出所 6)。ロシアの研究所 the Institute for Globalization Problems の Delyagin 氏は、温暖化の科学的証拠について疑問を投げかけつつも議定書は営利的イニシアチブであると断言し、経済的手法の一つという認識は強い (出所 7)。ロシアにとって京都議定書は経済的意

義が強い中で、今回のウクライナの動向はロシアの批准議論に対して少なからず影響を与える可能性があるであろう。

(文責：田中加奈子)

(出所 1) Point Carbon、2004 年 2 月 5 日、

・ <http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3190>

(出所 2) Point Carbon、2004 年 2 月 24 日、

・ <http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3296>

(出所 3) Point Carbon、2004 年 3 月 25 日、

・ <http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3445>

(出所 4) Canada-Ukraine Environmental Cooperation Program、

・ JOINT IMPLEMENTATION PROJECT DATABASE

<http://www.ji.org.ua/en/potential/>

(出所 5) 批准状況 (2004 年 3 月 17 日付) UNFCCC

・ <http://unfccc.int/resource/kpstats.pdf>

(出所 6) Point Carbon、2004 年 2 月 10 日、

・ <http://www.pointcarbon.com/article.php?articleID=3212>

(出所 7) Rosbalt、2004 年 2 月 27 日、

・ <http://www.rosbaltnews.com/2004/02/27/65856.html>

5 . 日本

5 - 1 . 審議会動向

- 地球温暖化対策推進大綱の見直し、気候変動に関する将来枠組みの検討 -

地球温暖化対策推進大綱の第 2 ステップに向けた見直しが予定されているため、経済産業省では産業構造審議会・環境部会・地球環境小委員で議論が開始された。議論にあたっては、最近のエネルギー需給や地球温暖化を取り巻く内外情勢に構造的な変化が生じているとして総合的・体系的なエネルギー・環境政策を議論するとしている。これまで本テーマで 2 回の審議会が開催され、温暖化に関する最近の国際動向・国内の取り組み状況 (出所 1) 分野ごとのこれまでの CO₂ 排出の分析結果 (出所 2) について議論を行った。

一方、環境省の中央環境審議会・地球環境部会においても同様な議論が行われており、経済社会フレームの伸びに応じた 2010 年の排出量を推計し、現在の対策・施策の削減効果を評価し、目標年次に削減不足量が生じるかどうかを検討する、といった項目につ

いて議論を行うとしている。これまで本テーマで 4 回の審議会が開催された。地球温暖化対策推進大綱で削減目標の目安が設定された分野ごとにこれまでの進捗状況および結果の評価について議論を行った（出所 3 , 4 , 5 , 6 ）。

気候変動に関する将来枠組みについては、経済産業省の同小委員会に将来枠組み検討専門委員会を設置し、昨年 7 月にとりまとめられた「気候変動に関する将来の持続可能な枠組みの構築に向けた視点と行動」の内容を踏まえつつ、より具体的な検討を行うものとしている。これまでに 3 回の委員会が開催され、中長期的な排出見通しや技術開発に関する議論が行われた（出所 7 , 8 , 9 ）。

一方、環境省においても同委員会に気候変動に関する国際戦略専門委員会を設置し、議論を進める予定となっている。

（文責 佐々木宏一）

（出所 1 ）

- ・ 経済産業省 審議会・研究会
“地球環境小委員会（第 17 回） 配付資料”

（出所 2 ）

- ・ 経済産業省 審議会・研究会
“地球環境小委員会（第 18 回） 配付資料”

（出所 3 ）

- ・ 環境省 審議会情報 中央環境審議会情報
“地球環境部会（第 12 回） 議事次第・資料”

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-12.html>

（出所 4 ）

- ・ 環境省 審議会情報 中央環境審議会情報
“地球環境部会（第 13 回） 議事次第・資料”

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-13.html>

（出所 5 ）

- ・ 環境省 審議会情報 中央環境審議会情報
“地球環境部会（第 14 回） 議事次第・資料”

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-14.html>

（出所 6 ）

- ・ 環境省 審議会情報 中央環境審議会情報
“地球環境部会（第 15 回） 議事次第・資料”

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-15.html>

（出所 7 ）

- ・ 経済産業省 審議会・研究会

“産業構造審議会環境部会地球環境小委員会第 1 回将来枠組み検討専門委員会 配付資料”

<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0002059/0001.html>

(出所 8)

・ 経済産業省 審議会・研究会

“産業構造審議会環境部会地球環境小委員会第 2 回将来枠組み検討専門委員会 配付資料”

<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0002174/0001.html>

(出所 9)

・ 経済産業省 審議会・研究会

“産業構造審議会環境部会地球環境小委員会第 3 回将来枠組み検討専門委員会 配付資料”

お問合せ先: ieej-info@tky.icej.or.jp